

地域産業の復興および住宅再建支援策

本資料は、今後の新ビジョンのメニュー化を具体的に検討するにあたり、地域産業の復興事例、および住宅再建に関する資料をとりまとめたものである。

- 1. 棚田の復興事業 1
- 2. 地域産業の復興 2
 - 2.1. 山古志村の地域資源の活用実態 2
 - 2.2. 地域振興の事例 6
 - 2.2.1. 養鯉業に関する産業・人材育成 6
 - 2.2.2. 新潟県における中山間地域の振興事例 6
 - 2.2.3. 国土保全に関する活動事例 6
 - 2.3. 復興ツーリズム 13
 - 2.3.1. 国内復興 PR 施設事例 13
 - 2.3.2. 文化復興ツーリズム事業（CRTP） 15
- 3. 住宅再建支援策 16
 - 3.1. 新潟県中越地震における住宅再建支援策 16
 - 3.1.1. 被災者住宅応急修理支援 17
 - 3.1.2. 被災者生活再建補助金 18
 - 3.1.3. 災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給 19
 - 3.1.4. 災害被災者住宅再建資金貸付 19
 - 3.1.5. 山古志村民の住宅再建支援内容 19
 - 3.2. 他事例における公営住宅家賃 20
 - 3.2.1. 阪神大震災 20
 - 3.2.2. 長岡市の動向 21
 - 3.3. 応急仮設住宅の存続期間の延長 22
 - 3.3.1. 建築基準法上の存続期間および特例について 22
 - 3.3.2. 阪神・淡路大震災における期間延長 22

1. 棚田の復興事業

棚田に大きな被害を受けたが、復旧・復興にむけた事業等があるか確認した。

- ・ 崩壊した棚田を国や県に購入してもらい、その資金を復興事業に使えるような事業はあるのか？
 - * 現在、該当する事業はない
 - * ただ、新潟県農地部では、可能な地域については「換地」手法を用いた棚田の復興を検討している
換地は権利の移転設定なく農地を整理することができ、場合によっては、原形復旧に比べ時間・費用を節約できる可能性がある。

出典：新潟県農地管理課総合調整室ヒアリング

- ・ 「農地災害復旧事業」は、面積が小さい「棚田」も採択要件に当てはまるのか？ また、棚田を復旧できる事業はあるのか？
面積の大小に関係なく採択要件に該当する
ただし、採択されない場合（査定が通らない場合）は、通常の事業（棚田保全事業等）で対応が必要

2. 地域産業の復興

山古志村の地域資源には、どのような資源があり、その活用実態について確認した。ビジョンのメニュー化の検討の際の参考とする。

2.1. 山古志村の地域資源の活用実態

1. 自然系

地域資源	活用の方法	活用の実態				備考
		活用者 (運用者)	販売額 (利用者数)	市場先(方面別の 利用者)	活用期間	
豪雪	古志高原スキー場	村営 (スタッフ14,5人)	年間2万人 一日券2千円 シーズン券18千円	長岡、小千谷	12末~3末(3月 は土日のみ)	駐車場無料
ブナ林	(保護のみ)	村				林業者はほとんどいない
花・野草	カタクリツアー	旅行会社			4中~5中	
	オオバキスミレの群 生地を景観資源化(金 倉山)					

2. 生産系

地域資源	活用の方法	活用の実態				備考
		活用者 (運用者)	販売額 (利用者数)	市場先(方面別の 利用者)	活用期間	
錦鯉	セリ市の開催	山古志錦鯉養殖 漁業協同組合(会 員185名)	12~13業者の参 加(需要が減り以 前より減少)		9~11末の毎火曜 日	・昨年はコイヘルプスの影 響で開催せず
	・5地区における品評 会				10/10前後 10/23	

	・村の品評会 (優秀品品評会)		宿泊先は長岡市 内のホテル	海外からはヨー ロッパが多い		イギリス、ベルギー、オラ ンダ
	池上げ				10上	
	錦鯉総合センター	漁協	年間5千人 品評会の時期に 多い		通年	一般の人も鯉の飼育可 土産物なし
季節別野菜	・かぐらなんばんの生産 ・加工品の販売	農家 (有ゆきぐに企画)		百貨店伊勢丹に も出品	7~10に生産	ピーマンのような肉厚なと うがらし
	種芋原かんらの生 産の再開	農家				キャベツ。生産性が悪いた め一時期中断
	直売所(6箇所)の運 営 春:ふき、うるい、う ど他 夏:かぐらなんばん他 秋:きのこ他	有志グループ (車庫を利用)			4中~5下	虫亀1,竹沢2,池谷1, 種芋原2箇所
米	闘牛場での山古志米 おにぎりの販売					
棚田	景観資源化 (撮影ポイントの提 供、10箇所)	(撮影スペース などの整備なし)	カメラマンが多 い (問い合わせは 多いときで一日 20件)	北海道から沖縄 まで		NHK「こころ」で報道さ れて以来カメラマンが増加
	四季の山古志写真コ ンテストの開催		300点の応募	全国から、とく に愛知県が多い		17年間の開催の歴史

3. イベント系

地域資源	活用の方法	活用の実態				備考
		活用者 (運用者)	販売額 (利用者数)	市場先(方面別の 利用者)	活用期間	
牛	牛の角突き (種芋原、虫亀、池谷)	(株)山古志村観光開発公社	見学料千円～2千円 牛主の出場料は、平均8千円	村出身の関東在住者が牛主になることも	年9場所	種芋原闘牛場は村の施設 闘牛数は全体で70頭
	会場での物販	(有)ゆきぐに企画、山古志村特産品の会				おにぎり、地場産を使った汁物など
	萱峠牧場の公園化	村	アプローチが悪く観光客は少ない			村の種牛の畜産・肥育
さいの神	集落のまつり(もちやすめを持ち寄って祝う)	民間の実行委員会			冬のイベント	
種芋原祭り	神輿かつぎと祭礼相撲				9月の第一土、日曜日	牛の角突きと同時開催
古志の火祭り	村民総参加のイベント	民間の実行委員会(村の補助2百万円ほか寄付金)	村外客で800～2,000人		3上	地元の大工組合いよるさい神(2.5m日本一)の制作
産業祭り・村民文化展	地場産の販売(野菜、きのこ、おこわなどの格安販売)	実行委員会	村外客が多い		11中	例年、好評で開催前に注文の問い合わせあり

4. 人工物・その他施設

地域資源	活用の方法	活用の実態				備考
		活用者 (運用者)	販売額 (利用者数)	市場先(方面別の 利用者)	活用期間	
中山隧道	観光資源化 映画づくり (PR)	中山隧道保存会	個人の訪問者が 多い			4年前が多かった
あまやち会館	宿泊施設としての活用	村	年間2千万円 (一泊7.5千円、 入浴のみ5百円)			黒鯉料理の提供
民宿	場野菜中心の料理、 早朝おにぎりの提供 など	民間		主にカメラマン		規模は1件を除き10前後の定員
展望台	村内の観光周遊化	金倉(小千谷市) 萱峠(村)				
四季の里キャンプ場			定員4名で一泊 7.5千円 夏休みは家族連れで満室	県内客		ロッジ4~5棟 キャンプサイト
民族資料館	旧小学校の校舎を資料館として活用	教育委員会	入場料150円 有料入場者年間 30名			
その他公民館	地域の交流	村 (補助金による 建設)				公民館、集落開発センター、多目的集会市施設など

2.2. 地域振興の事例

養鯉技術の育成プログラムについて検討するにあたり、国の養鯉業に関する団体や動向を調査した。また、復興プログラムの参考とするために、新潟県内における中山間地域の振興事例を整理した。

2.2.1. 養鯉業に関する産業・人材育成

養鯉業に関する業界団体は以下のものがある。全日本錦鯉振興会では、錦鯉飼育士養成講座の開催と認定証の交付を企画中である。

全日本錦鯉振興会、(社)全日本愛鱗会・全日本鱗友会・全日本鱗々会・(社)新潟県錦鯉協議会・日本観賞魚振興会など

全日本錦鯉振興会

日本錦鯉振興会は錦鯉生産者及び流通業者が組織する団体で、国内外の600社が加盟している。錦鯉の普及と啓蒙を目的に、国内はもとより世界に向けたPRを行い、各地で品評会、研修会等を開催する。会員は錦鯉のプロとして認定され飼育技術、鑑識眼を習得している。

【振興会新事業】錦鯉飼育士養成講座の開催と認定証の交付を企画中。(平成16年3月)

(<http://www.echigo.ne.jp/~koi/> より)

2.2.2. 新潟県における中山間地域の振興事例

新潟県では、平成13年度から平成22年度までの目標を定めた「新潟県長期総合計画」のなかで「緑の山里いきいき夢プラン戦略」を掲げ「いきいきとした中山間地域のむらづくり」のために3つのシステムを進めており、現在、地域ビジョンの実現に向けて各地で取り組んでいる。

1) 地域未来システム

中山間地域の新たな“むらづくり”を進めていくために、地域のみなさんが主体となって地域の力を見つめ直してもらいながら、地域の将来発展に向けてのビジョンをつくる。また、「地域ビジョン」づくりや実現に向けて市町村や県も、一緒に手伝っていく。

2) 多様な交流・連携システム

地域ビジョンを実現し「いきいきとしたむらづくり」をしていくためには、地域や立場などの枠組みを越えた大きな“つながり”が必要で、「緑の山里(中山間地域)」と「都市地域」など多様な交流・連携を進め、健康でゆとりある暮らしができるように支援を行う。

3) 定住促進システム

「緑の山里(中山間地域)」の魅力や価値にひかれ「このままずっとここで暮らしたい」「新しく緑の山里に移り住みたい」という人を増やす。また、暮らしや就農の支援、産業の育成など定住促進のための体制整備を支援する。

新潟県総合政策部地域政策課 中山間地域振興班のホームページ

<http://www.chiiki.pref.niigata.jp/index.asp>

ビジョンの実現に向けて動き出している地域を一部、参考として紹介する。

(1) 新井市南部地区 概要

地区名	南部地区	市町村名	新井市	小学校区	南、水原、平丸、長沢小学校
集落数	24	世帯数	780	人口	2314
集落名	下平、番場平、中尾平、上平、上平丸、下平丸、寸分道、上小沢、大濁、坪山、楡島、東関、猿橋、長沢原、小原新田、大原新田、大沢新田、下濁川、木成、中横山、和屋、上濁川、大身、木下、東菅沼、小局、上馬場、小濁				
地区概要	<p>南部地域は、地理的、地形的な面をはじめとする生活条件の厳しさから過疎化や高齢化が進み、地域の活力や集落機能の低下が著しい。一方、この地域は、「はさかけ米」や「新鮮な野菜」など農業生産の場でもあり、国土保全や水源涵養などの役割を担う場でもある。今でもこの地域の中には、熱心に地域を活性化させようと努めている人も少なくない。このような人たちを中心に平成 10 年度、地域住民の参画を広げながら、行政と一体となった振興策「南部ゆめプラン」を作成し、まずは住民の『心の過疎』からの脱却を図り、豊富な自然や温かな人柄という『宝』を活かした活動を展開することで、地域全体の活力を高めていこうとがんばっている。現在は、このゆめプランの実現を目指して活動中である。</p>				

(2) 大島村旭地区 概要

地区名	旭地区	市町村名	大島村	小学校区	旧旭小学校
集落数	4	世帯数	114	人口	314
集落名	旭 他3集落				
地区概要	<p>旭地区は、大島村田麦集落を中心に4集落約300人が生活する典型的な中山間地域である。H3年より「庄屋の家」を中心とした「あさひの里」をオープンさせ、ふるさと体験交流事業に取り組んでいる。しかしながら、大島村でも高齢化(42%)が一番進み、嶺や角間といった集落が消えて無くなっている。こうした状況を踏まえ、新たに地域活性化に向けた地域ビジョンづくりを進める一方、庄屋の家に隣接する「ため池」の改修が必要なことから、農地部所管する「ふるさと水と土ふれあい事業」を活用して、H14年度ビジョンづくりを進めてきた。農地部所管事業は、H15年度以降ため池改修のハード事業を継続実施するものであり、地域ビジョンの実現に向けては、「いきいき夢プラン実現事業」を推進していくこととしている。</p>				

(3) 広神村長松地区 概要

地区名	長松地区	市町村名	広神村	小学校区	東小学校
集落数	2	世帯数	89	人口	402
集落名	長 松 江 口				
地区概要	<p>当地区は2集落で構成され、2種兼業農家が主体の農村地帯である。当地区を含め広神村の農業は基盤整備の遅れ、後継者不足に伴う高齢化と厳しい状況にあり、村内各地区で活性化に向けた取組が検討されている。当地区は、長野県戸隠神社の流れをくむ戸隠神社や県指定文化財「十三仏塚」等の史跡を活かした、「権現堂山開き」、「カタツ子まつり」、「花いっぱい運動」等のイベントの開催や、権現堂山を訪れる人達に神社境内にあるあづま屋で郷土料理の振舞い、転作田を活用した野菜の朝市を開催するなど人とのふれあいを深め、連帯感に支えられたコミュニティづくりで地域の活性化に努めている。また、若者達による地区の伝統文化である「権現堂太鼓」の継承活動や権現堂山にまつわる「弥三郎ばさ」の民話を題材にした弥三郎ばさのお面づくり等の地区に伝わる文化を、地域内外の子供を対象とした体験交流の場を通して積極的に伝えとともに、地域の豊かな自然や環境を将来に渡って維持していくために、地区住民が主体となって神社、公園、河川等の清掃を行うなど、ボランティア活動に取り組んでいる。</p>				

(4) 新発田市田貝地区 概要

地区名	田貝地区	市町村名	新発田市	小学校区	竹俣小学校
集落数	1	世帯数	68	人口	261
集落名	田貝				
地区概要	<p>新発田市二王子山麓に位置する山村で、自然豊かな山林に囲まれており、近傍に「二王子温泉病院」がある。水田ばかりでなく、銀杏などの果樹生産や、周辺集落と協力した漬物向けの特産ナスづくりに取り組んでいる。</p> <p>集落内を田貝川の清流が流れ、ホタルの鑑賞会などのむらづくりに取り組んでいる。</p>				

(5) 新発田市板山地区 概要

地区名	板山地区	市町村名	新発田市	小学校区	車野小学校
集落数	1	世帯数	116	人口	514
集落名	板山				
地区概要	<p>新 発田市二王子山麓に位置する山村で、稲作だけでなく、酪農・養鶏等県内有数の畜産地帯であり、集落で山林も有している。ヒメサユリの群生地復元や憩いの広 場造成等に取り組んでいる。あわせて、市営放牧場の有効活用により自然・農業体験、交流の場づくり、自立したむらづくりを目指している。</p>				

(6) 津南町竜神の里(芦ヶ崎)地区 概要

地区名	竜神の里(芦ヶ崎)地区	市町村名	津南町	小学校区	芦ヶ崎小学校
集落数	8 世帯数	397	人口	1,356	
集落名	赤沢、谷内、岡、相吉、城原、中子、横根、大谷内				
地区概要	<p>本地区は旧芦ヶ崎村を中心とする7集落で構成され、信濃川と志久見川、中津川に挟まれた標高400mの河岸段丘に位置しています。</p> <p>全国名水百選の竜ヶ窪や広大な「ひまわり畑」を有し、交流人口も多いことから、地域の活性化とコミュニティ増進を目指し、地区全体で竜神の里推進協議会を設立して、各種の活動に取り組んでいます。</p> <p>竜ヶ窪の下流にある鱒池は、かつて地域住民の交流の場となっていました。近年では周囲から葦が繁茂して池面がなくなり、水鳥も入れない状況から、地域住民をあげて復元整備を求めています。そのために、竜神の里推進協議会を主体としながら、鱒池整備を推進する会、芦ヶ崎小学校、保育園教職員、地域住民等により、ワークショップ等を開催、運営していくことにしています。</p>				

(7) 板倉町寺野地区 概要

地区名	寺野	市町村名	板倉	年度	13	7
世帯数	197	人口	597	小学校区	寺野小	
地域概要	<p>寺野地区は、板倉町の東南部に位置し、町の中心から7～9kmの山間奥地で、海拔250～450mの少子・高齢化や過疎化に伴い、地域人口、世帯数が最盛期に比べ半減しており、65歳以上の割合起伏の多い傾斜地にあります。</p> <p>少子・高齢化や過疎化に伴い、地域人口、世帯数が最盛期に比べ半減しており、65歳以上の割合も約40%を占め、地域活力の低下が深刻な問題になっています。</p> <p>地域には名所、旧跡も多く、保養施設「やすらぎ荘」や日本で最初の「地すべり資料館」などの中核施設があります。</p> <p>また、地域づくりに対する意欲も強く、ログハウス作り、地域標識作り、「てらのゆきまつり」などのいろいろな取り組みを続けています。</p>					
	寺野の理念・方針・方策					
	理念	方針	方策			
	みんなが住みやすい明るく楽しい地域にしねかね	安心して生活できる生活基盤を確保したいねや	地域の生活を結ぶうえで必要不可欠な県道の改修			
		子供も大人も健康でいきいきと生活できる地域にしたいねや	地域の茶の間 公園づくり			
	自分の住む地域を誇れるものにしねかね	自然豊かな山里を大切にもっと緑と水の豊かな大地にしたいねや	クリーン作戦			
			親水公園整備			
			フラワーロード整備			
			柵田・はさ木オーナーなどの仕組みづくり			
			荒廃地などに広葉樹植樹			

			ほたるの里整備		
			散策道整備		
			寺野の資源を活用した寺野らしい産業づくりをしたいねや	いろいろばたお茶会(料理講習・試食、小物製作講習等)	
				地場野菜の直売	
				食・小物などの販売	
				特産物開発	
				ツーリズム(体験交流)	
			伝統・文化を継承し発展させたいねや	歴史・伝統・文化の学習、人材発掘・育成	
			自然・文化を楽しみながら勉強できる地域にしねかね	地域を支える人づくりをしたいねや	人名簿作成
					戦略的情報受発信による意欲向上
地域の人・訪れる人が共に学び合う地域にしたいねや	以上の方策を具体化することで学び合いの場を実現する				

(8) 大島村大島地区 概要

地区名	大島	市町村名	大島村	年度	H13	No	6
集落数	7	世帯数	211	人口	661	小学校区	大島小
集落名	三竹沢、熊田、仁上、石橋、棚岡、大島、中野						
地域概要	<ul style="list-style-type: none"> 昨年1年間「大島いきいき！夢こい会議」で、大島地区のビジョンを描き、今年度はその夢の実現に向け活動していきます。 ほたるの光に満ちた大島地区7集落は、ちょうど北斗七星の形をしており、「光の大島・北斗七星の里」をキャッチフレーズにしました。 「本物の田舎」をコンセプトに、ほたるの里づくりの「100万匹の光チーム」、ブナの森・往還道の復活・鉱泉の利用の「みゆきの湯(よ)つくらんかいチーム」、大島の味で交流の「大島ほんまもんチーム」、大島をPRする「探検・発見・ほっとけんチーム」が出来上がりました。 毎月第2土曜日の夜には、いろんな夢を語り合える場「ほくほくお茶の間楽校」を開設し、誰もが気軽に寄り集まり、多くの地区民に関わりをもってもらえるようにしました。 						

(9) 塩沢町上田第 2 地区 概要

地区名	上田第2	市町村名	塩沢町	年度	H13	No	4
集落数	10	世帯数	388	人口	1,559	小学校区	第2上田小
集落名	原芝野、横新田、上神字、滝谷、小松沢、沢口、一之沢、姥沢、台上、蟹沢						
地域概要	<p>・上田地区の総合計画につなげるものとして、地域、町ともに積極的に地域ビジョンに取り組みたい意向。</p> <p>・水稻単作地帯で、第2種兼業農家が多数を占める。六日町への就業者が多い。</p> <p>・河川公園には町外からの利用者も多い。そのためごみ問題も発生している。</p> <p>【地域づくりの理念】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな自然を守る 2. 若者から高齢者までいきいきと暮らす 3. 地域内外の人と交流する 4. いきがいのある収入を得る <p>【夢と実現に向けた取り組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上田ならではの自然の恵みを活かした交流の場をとおして、みんながいきいき暮らしている(交流・収入グループ) 休耕畑を利用し花上などを行い、交流の場を整備する 2. 上田の自然を大切に守り、次の世代につなげている(保護グループ) 古峰山の遊歩道整備を行い、身近で親しみのある里山をつくる 登川の現状調査を行い、環境保護活動につなげていく 						

2.2.3. 国土保全に関する活動事例

(1) NPO 法人 木と遊ぶ研究所の活動

活動理念	『自分たちの地域で、自分たちの山の木がちゃんと使われ、そしてお金が山に戻っていくシステムを作らなくては森林の再生はできない』
概要	<p>建具屋から出る「節のない良い端材」を使った木工教室をひらいてみようというところからはじまったのが「木と遊ぶ研究所」誕生のきっかけ。名前の由来である「木と遊ぶ」こと、それは木や自然とのふれあいが少なくなってきた子どもたちに、木に触れることで、気の良さを知ること、森の良さを知ること、そして地域の資源に目を向けることの大切さを学んでいって欲しいとの願いが込められています。</p> <p>活動5年目に入り活動の幅も広がり続け、現在は、森林ボランティア活動を始め、環境教育や地域材利用を通じた森林保全活動を行っています。</p> <p>平成11年(1999)「森林保全と環境保護を願う市民と共にボランティア活動、森林に関する調査・研究・提言啓蒙活動を行う」NPO法人(特定非営利活動法人)として認可されました。</p>
活動スタイル	<p>ボランティアだけでは森林は守れません。森林を守るために何でもしよう、これが研究所の考えです。視点はグローバル(地球規模)に、活動はローカル(地元から)に…。様々な事業を通して次のような機能を持って社会的貢献を目指しています。</p> <p>会員数: H16年で151名</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 森や自然環境と人間との共存にかかる計画や提案のできるシンクタンク機能 2. 人や団体間のネットワーク機能 3. 森林保全や自然環境にかかる研究・開発のできるクリエイティブ機能 4. これらの事業や活動にタイする相談・援助できるオペレーション機能
事務局	<p>〒943-0891 新潟県上越市昭和町 1-6-2</p> <p>電話・FAX 025-523-0365</p>

ホームページ : [http://www6.ocn.ne.jp/%7Eki toaso/ index.html](http://www6.ocn.ne.jp/%7Eki%20aso/index.html)

2.3. 復興ツーリズム

防災学習のフィールドミュージアムを検討するにあたって、他事例を調べた。

2.3.1. 国内復興 PR 施設事例

< 雲仙普賢岳 >

(1) 雲仙岳災害記念館 (事務局 : (財) 雲仙岳災害記念財団)

「平成新山フィールドミュージアム」(1)の中核施設としての雲仙岳災害記念館は、この地でおきた火山災害の脅威と災害の姿を伝えるために作られた。2002年7月1日にオープンした雲仙岳災害記念館は、雲仙・普賢岳噴火による災害の事実と噴火から復興への道のりを、生きた教材として提供する。全国初の火山体験学習施設。

1)「平成新山フィールドミュージアム構想」とは、「雲仙岳災害記念館」を中心に、平成新山の景色や噴火災害の遺構、火山関係の施設や各種の防災施設などを、まるごと一つの野外博物館(フィールドミュージアム)として捉えるもの。

・平成新山がんばランド「語り部」ネットワーク

雲仙・普賢岳噴火災害の被災体験継承を目指す平成新山がんばランド「語り部」ネットワークの参加者を募っている。災害時の苦労や古里復興に取り組んだ体験を被災者自身の言葉で語り継ぎ、同時に「語り」を通じた心の交流で火山観光の展開を図る。

(2) 国土交通省 雲仙普賢岳資料館

雲仙普賢岳の災害写真パネルをはじめ、復興計画説明パネル、復興計画模型、噴出溶岩等の展示を行っており、国土交通省の事業をはじめ、関係自治体の復興事業計画をわかりやすく紹介。

1) 目的・コンセプト

- ・ 火山災害の厳しさを当時の人々の視点で分かり易く伝える
- ・ 移りゆく雲仙普賢岳を感じることができる

2) 展示内容

- ・ 写真で見る噴火の経緯と人々の生活 / 雲仙普賢岳に関する最新情報 / 噴火と復興のビデオ放映 / 実体写真で見る雲仙普賢岳の姿

(3) 土石流被災家屋保存公園

平成4年8月8日から14日の土石流で被災した家屋11棟(一棟移築)が「遺構」として、そのまま保存されており、このうち比較的状态のよい3棟を展示場内に半永久的に保存されている。

隣接する道の駅「みずなし本陣ふかえ」は、島原半島の文化・経済的復興の発信基地としての役目を果たしている。

< 阪神淡路大震災 >

(4) 神戸港震災メモリアルパーク

1) 目的・コンセプト

- ・ 神戸港震災メモリアルパークは、神戸海洋博物館の東に立地
- ・ 神戸港の被災状況や復興の過程を広く後世に伝える事を目的としてつくられた

2) 展示内容

- ・ メリケン波止場の一部(約60m)を阪神・淡路大震災で被災したままの状態で保存しており、海洋博物館内の震災関連展示とともに、地震の衝撃を伝えている。
- ・ また、休憩所と一体になった展示スペースも設けられており、神戸港の被災の状況、復旧の過程、復興計画などを、写真パネル、年表、模型や映像で展示している。

2.3.2. 文化復興ツーリズム事業（CRTP）

文化復興ツーリズム事業（Cultural Restoration Tourism Project, CRTP） 米国における活動事例		
CRTPの目的	世界各地のコミュニティが行う文化的に重要な遺産の復興を支援する （主に寺院が対象） 責任ある観光事業を企画する 他のNPOへの基金づくりのモデルを提供する	
CRTPの組織	1998年の創設されたNPO	
ボランティア ツーリズム	CRTPは復興地への観光ツアーを企画し、それに参加する旅行者は、りっぱなりリゾートホテルに費用を支払う代わりに、同意した費用を復興プロジェクトに提供する。 観光者は、現地をただ見るだけでなく、現地で寝泊まりし、現地の人々と一緒に復興事業にも携わる。	
事業の手順	1) コミュニティによる取り組みの開始	・まずコミュニティから、文化的に重要な建造物の復興を起こしたいとの希望を取り付ける。
	2) 評価	・復興プロジェクトの実現性やコミュニティへの長期的な影響を評価する。
	3) 促進	・コミュニティに関する環境影響、経済的な持続性、社会的サービスなどの提供を組み込んだ開発計画を創造する。
	4) 基金づくり	・復興現場を訪れ、かつ現地に参加するため、寄付を提供する観光者をリクルートする。これは基金を提供し、フォーラムを生み出す。
	5) 協働	・地域の住民、大工、役所との協働と共同により事業を調整する。
	6) コミュニティの持続性	・これらの実行により経済的、社会的、環境的な持続性に対する方法が適切であること明らかにする。
実施事例	モンゴル自治領における Baldan Baraivan 寺院。1999年事業開始。 ネパールにおける Chairro Gompa 寺院。	
事務所の所在地	Cultural Restoration Tourism Project Main Office 410 Paloma Avenue Pacifica, California USA 94044-2435 Telephone: (+1) 415.563.7221 http://crtp.net/	

3. 住宅再建支援策

山古志村の帰村における住宅再建を検討するにあたって、現状の支援内容を整理し、公営住宅や応急仮設住宅の延長について調べた。

3.1. 新潟県中越地震における住宅再建支援策

平成 16 年新潟県中越地震による被災者への住宅再建支援策の概要(平成 16 年 11 月 5 日、30 日)より

住宅費外区分			全 壊			大 規 模 半 壊			半 壊			一 部 損 壊											
住宅再建等支援	再建内容	世帯属性	世帯年収 500 万以下	・世帯主が 45 歳以上又は要擁護世帯 年収 500 万超 700 万円以下 ・世帯主が 60 歳以上又は要擁護世帯 年収 700 万超 800 万円以下	左記以外の世帯	世帯年収 500 万以下	・世帯主が 45 歳以上又は要擁護世帯 年収 500 万超 700 万円以下 ・世帯主が 60 歳以上又は要擁護世帯 年収 700 万超 800 万円以下	左記以外の世帯	世帯年収 500 万以下	・世帯主が 45 歳以上又は要擁護世帯 年収 500 万超 700 万円以下 ・世帯主が 60 歳以上又は要擁護世帯 年収 700 万超 800 万円以下	左記以外の世帯	世帯年収 500 万以下	・世帯主が 45 歳以上又は要擁護世帯 年収 500 万超 700 万円以下 ・世帯主が 60 歳以上又は要擁護世帯 年収 700 万超 800 万円以下	左記以外の世帯									
															支援種別	根拠法	国・県の制度	計	計	計	計		
(応急修理)	災害救助法	国の制度	/			60	60		60	60		/											
		県の制度				100	100	100	50	50	50												
		計				160	160	100	110	110	50												
生活再建支援	被災者生活再建支援法	居住関係経費	複数世帯	200 (家賃等 50)	100 (家賃等 25)	/			100 (家賃等 50)	50 (家賃等 25)	/												
			単数世帯	150 (家賃等 37.5)	75 (家賃等 18.75)				75 (家賃等 37.5)	37.5 (家賃等 18.75)													
		生活関係経費	複数世帯	100 通常分:70 特別分:30	50 通常分:35 特別分:15				/					/									
			単数世帯	75 通常分:60 特別分:25	37.5 通常分:27.5 特別分:10																		
		小計	複数世帯	300	150												100	50	/				
			単数世帯	225	112.5												75	37.5					
	県の単独制度	複数世帯	100	50	100	50	50	50				50	50				50	/					
		単数世帯	75	37.5	75	37.5	37.5	37.5				37.5	37.5				37.5						
	計	複数世帯	400	200	50	200	100	50	50	50	50												
		単数世帯	300	150	37.5	150	75	37.5	37.5	37.5	37.5												
	義援金額	新潟県 (参考) 長岡市	200 5			100 5			25 5			5											

山古志村民の支援対象

3.1.1. 被災者住宅応急修理支援

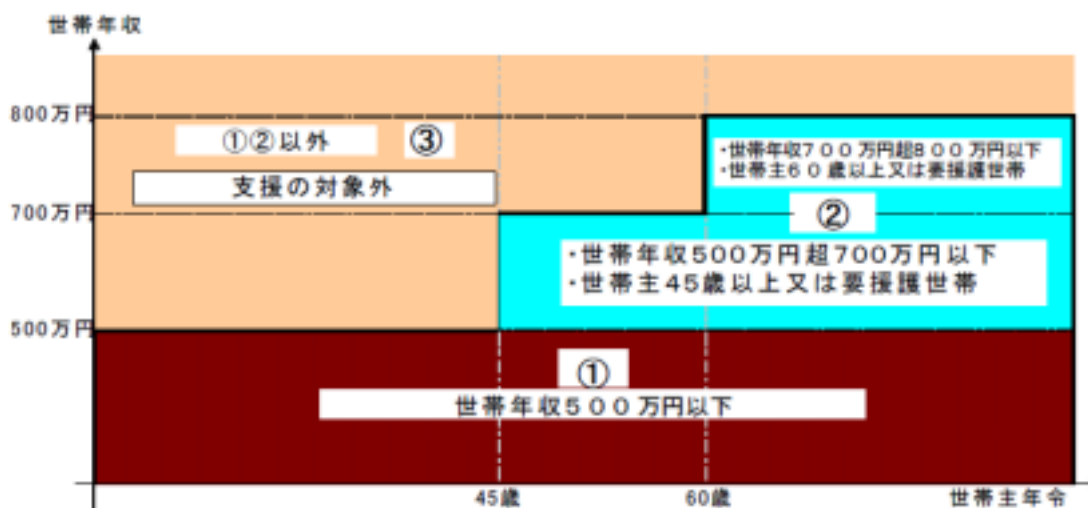
災害被災者の生活不安を払拭し、県民生活の速やかな復興を図るため、半壊の被害を受けた方々のうち、応急的な修理を行えば自宅に戻って生活を営むことが可能な方々に対し、早急な支援を行う。

〔制度概要〕

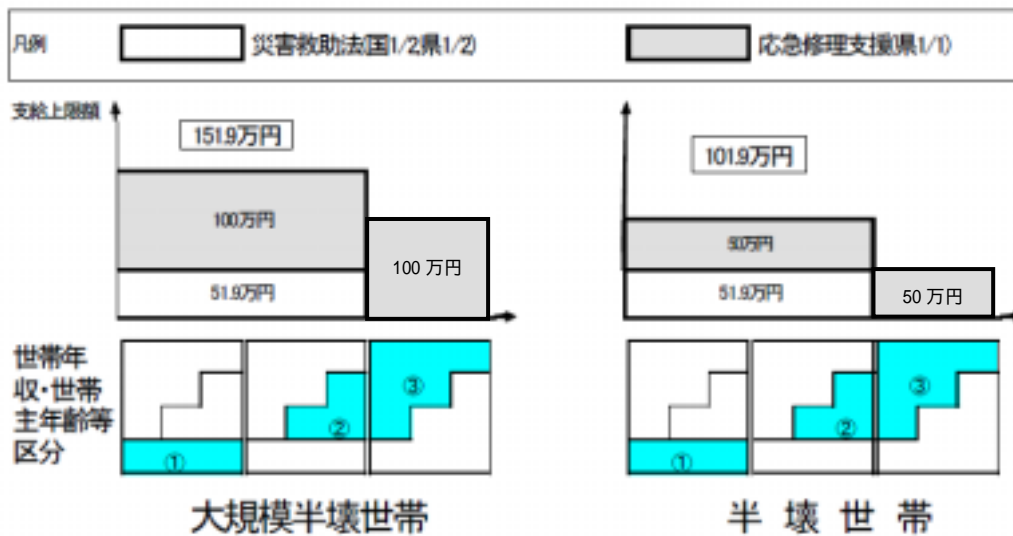
災害救助法による応急修理の弾力的取扱いを受け、冬季が近づいている現状を考慮し、支援の額を拡大

- ・ 対象者：半壊の被害を受けた者
 応急仮設住宅を利用しない者

(1) 世帯年収・世帯主年齢等の区分（被災者生活再建支援法と同じ）



(2) 支給上限額



※ 仮設住宅に入居しない場合のみ対象

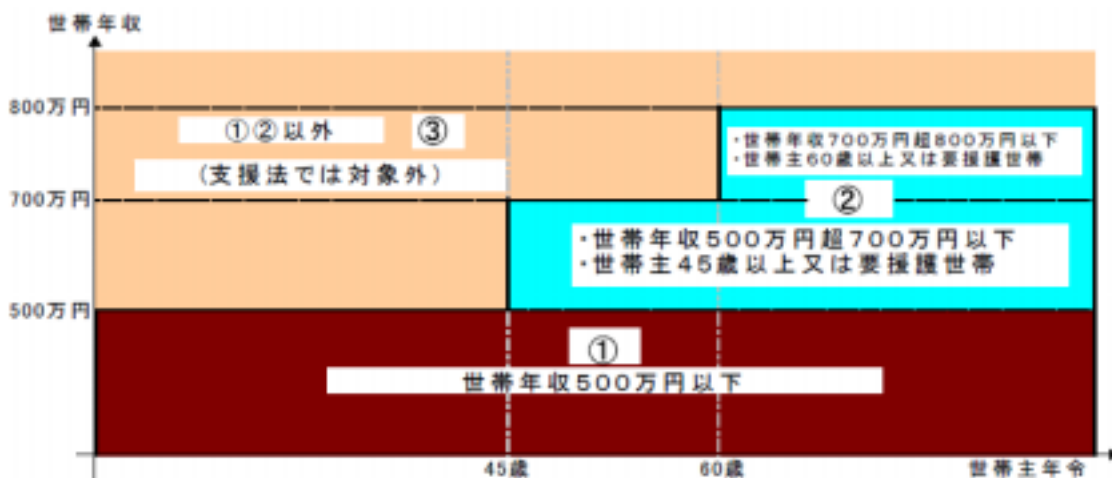
平成 16 年 11 月 30 日に、県制度については、制度の対象となる者(世帯)にかかる所得等の要件について適用としないこととなった。
資料：新潟県資料を基に作成

3.1.2. 被災者生活再建補助金

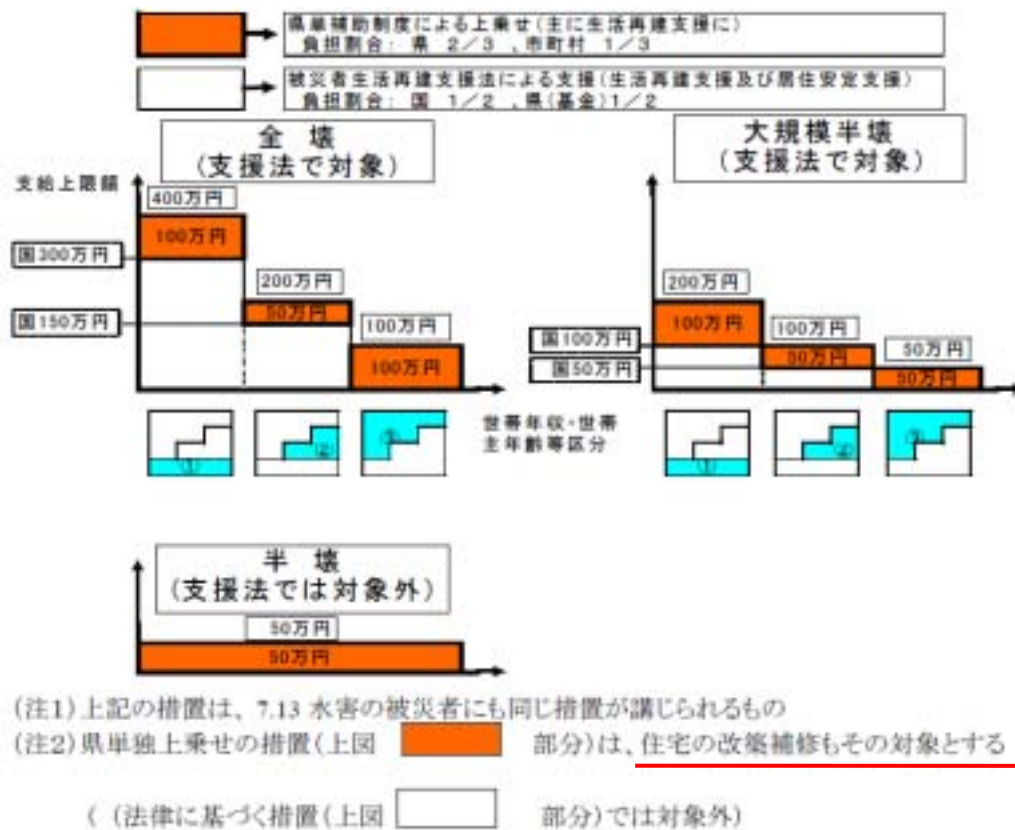
被災者の生活再建、居住安定を図るため、被災者生活再建支援法による支援を基本とし、市町村が被災者の家財道具等の購入経費、住家の解体撤去費等の経費の一部を補助する場合、県が当該市町村に対して補助を行う。

- ・ 事業主体：市町村
- ・ 負担割合：県 2/3、市町村 1/3

(1) 世帯年収・世帯主年齢等の区分（被災者生活再建支援法と同じ）



(2) 支給上限額



3.1.3. 災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給

被災住宅の新築・購入、補修のための被災者の資金借入れにかかる市町村の利子補給に対して補助する。

- ・ 事業主体：市町村
- ・ 補給期間：借入れの日から5年間
- ・ 補助率：1 / 2
- ・ 補給対象とする利率
 - [年収800万円以下の方] 1.9%
 - [年収800万円超の方] 1.0%

3.1.4. 災害被災者住宅再建資金貸付

被災住宅の新築・購入、補修のために住宅金融公庫、民間金融機関の資金を借り受けても、なお資金が不足する被災者に低利の貸付を行う。

- ・ 貸付限度額：新築・購入800万円まで
補修400万円まで
- ・ 貸付利率：0.9% (11 / 5現在)

出典：新潟県ホームページ

3.2. 他事例における公営住宅家賃

3.2.1. 阪神大震災

- ・ 低所得被災者に対して国の支援により公営住宅家賃を引き下げ
- ・ また、神戸市は震災前から独自に公営住宅家賃減免制度を持っていた
65 歳以上の年金生活者なら、一人暮らしで年収 259 万 6 千円以下が減免対象
年金、給与、事業所得者ごとに対象やランクを設け、減免後の家賃は 25 千円
から 6 千円
40 m²の公営住宅の場合、所得 100 万円以下の夫婦世帯で家賃 6,000 円程度

ただし、平成 8 年度に公営住宅法が改正となり、公営住宅の家賃は「建設原価に基づく限度額方式」から「基本的には入居者の収入に応じた家賃」に変更された（下表参照）。よって、上記の例がそのまま適用できるわけではない。

家賃算定基礎額（施行令 2 条 2 項より）

政令月収	家賃算定基礎額
12 万 3000 円以下	3 万 7100 円
12 万 3000 円～15 万 3000 円	4 万 5000 円
15 万 3000 円～17 万 8000 円	5 万 3200 円
17 万 8000 円～20 万円	6 万 1400 円
20 万円～23 万 8000 円	7 万 090 円
23 万 8000 円～26 万 8000 円	8 万 1400 円
26 万 8000 円～32 万 2000 円	9 万 4100 円
32 万 2000 円を超える	10 万 7700 円

3.2.2. 長岡市の動向

平成 17 年 2 月 8 日、新潟日報朝刊に長岡市の復興公営住宅についての記事を抜粋する。

復興住宅 まず 4 2 戸分着工へ

長岡 上除地区に鉄筋 3 階

長岡市は七日、中越地震被災者の仮設住宅入居後の受け皿となる復興公営住宅（り災者公営住宅）の建設を決めた。既存の公営住宅と同じタイプの集合住宅一棟四十二戸分を計画。今後被災者の要望を調べた上で、一棟追加し計百戸分を用意する。被災自治体で復興住宅の概要を明らかにしたのは初めて。

同市が計画しているのは西部の上除地区。既に一般の公営住宅が建設されている住宅団地内に建設する。鉄筋コンクリート三階建て、間取りは 2 LDK と 3 DK の 2 種類。今後設計に入り、八月にも着工、二〇〇六年三月までの完成を目指す。建設費用は国が四分之三を負担。家賃は二万円から三万円程度となる見通し。

入居には自宅が「全壊」判定を受け、世帯の所得が一定以下であるという条件が設けられる。同市では被災者の意向調査を行っており、「どの程度必要性があるかを調査し、希望する人が入居できるようにしたい」と話している。

復興住宅について県建築住宅課では、現在被災市町村からの要望をまとめ、必要数を国に打診しているという。同課によると、小千谷市、北魚川口町、刈羽小国町で建設を検討中。十日町市は既存の公営住宅の空き物件を活用する。

出典：平成 17 年 2 月 8 日（火）新潟日報朝刊より

3.3. 応急仮設住宅の存続期間の延長

3.3.1. 建築基準法上の存続期間および特例について

応急仮設住宅は、建築基準法上、建築後最長2年存続することが認められている

建築基準法第85条第3項

特定行政庁(建築主事を置く市町村の長又は都道府県知事)の許可を受けることが必要

また、2年という期間は延長できないこととなっている

特例により、存続期間を1年以内に限って延長可能(さらに必要な場合には再延長も可)

新潟県中越地震による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定されている(2004年11月11日内閣府)

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置を適用できる

ただし、特定行政庁が、

恒久住宅が不足するため応急仮設住宅を存続させる必要があり、

安全上、防火上及び衛生上支障がない

と認める場合に限る

出典：内閣府政策統括官(防災担当)公表資料(2004年11月11日)、国土庁「防災白書」平成9年版・平成10年版

3.3.2. 阪神・淡路大震災における期間延長

阪神・淡路大震災では被災者向けに必要な恒久住宅の戸数が膨大な数に上り、その供給にはなおしばらくの期間を要するため、許可期限到来後も相当数の応急仮設住宅を存続せざるを得ない状況にあった。

そこで、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により、建築基準法の特例措置として1年以内の延長が可能となったことから(更新可)、これを踏まえ3度の延長措置を講じた。

出典：国土庁「防災白書」平成9年版・平成10年版等から作成